

1. 令和5年度の保険料率と事業主・被保険者の負担割合について（令和5年3月1日から）

健康保険料率は9.5%、介護保険料率は1.8%、ともに据え置きとなります。

また、事業主と被保険者の負担割合についても変更はありません。

負担区分	健康保険料率
事業主（54%）	5.13/100
被保険者（46%）	4.37/100
合計（100%）	9.5/100

負担区分	介護保険料率
事業主（50%）	0.9/100
被保険者（50%）	0.9/100
合計（100%）	1.8/100

2. 健康保険料率の内訳について（令和5年3月1日から）

健康保険料率の内訳（基本保険料・特定保険料・調整保険料）は以下のとおりです。

一般保険料	基本保険料	医療の給付や保健事業の費用等を賄うための保険料	5.8675/100
	特定保険料	高齢者の医療を支えるための費用等を賄うための拠出等にあてる保険料	3.5055/100
調整保険料		各健康保険組合間の相互扶助	0.127/100

3. 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限改定について（令和5年4月1日から）

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限が令和5年4月分保険料より32万円から34万円に改定されます。

任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法により次のどちらか少ない額とされており、毎年見直しを行うこととなっています。

- ① 資格を喪失したときの標準報酬月額
- ② 前年（1月から3月までの標準報酬月額については前々年）の9月30日時点における当組合全ての被保険者の標準報酬月額の平均した額

当組合の令和4年9月30日時点における全被保険者の標準報酬月額の平均額は331,120円となり、この額は標準報酬月額の第24等級34万円に該当します。

4. 出産育児一時金の支給額引き上げについて（令和5年4月1日から）

健康保険の被保険者又は被扶養者が出産したときは、出産育児一時金等を支給していますが、その支給額が令和5年4月1日の出産より、現行の42万円から50万円に引き上げられます。（※）

（※）産科医療補償制度の加算対象外となる出産については、現行40.8万円から48.8万円になります。

ご不明な点がございましたら、業務課 TEL (06) 6203-4081 までお問い合わせください。